

分会長の解雇を撤回した

長崎地裁で和解成立、年明けから職場復帰／長合同環境産業分会

12月22日、環境産業分会・山崎分会長の解雇撤回闘争が終結した。会社は和解に応じ、解雇を撤回した。本件は、長崎市委託を受け、家庭ゴミ収集業務を行なう環境産業に働く労働者が組合を結成したことが発端である。その労働の実態は、手袋も支給されず、十分な休憩室も無く、シャワーも無い劣悪な労働条件であり、何とか改善したいとの思いからの組合結成であった。組合結成後、会社に対し改善を要求し交渉を行い、会社は改善を約束した。しかし会社は、それまで事務所に帰って昼休みを取っていたのに対し、事務所に戻る事無く、長崎市内に点在する収集場所で昼休みを取るよう作業員へ指示。納得できない組合員は、拒否し続けたものの、他の作業員は公園や路上で昼休みを取らざるを得ない状況となった。交渉するも、会社は監督署でも裁判でもやってくれという姿勢で改善することは無かった。そんな中、今年の9月、分会長である山崎君に無断欠勤を理由に会社は突然、電話で解雇を言渡した。組合は解雇撤回を求め団体交渉を行ったが、会社は解雇の理由もまともに答えず、「とにかく辞めてもらいたい」などと、撤回する様

子になかった。勿論、無断欠勤自体は許されることではないが、だからといって即時解雇できるような理由にはならない。分会長を解雇し組合を潰すという思惑であったに違いない。組合は、自主交渉での解決は無理と判断。長崎地裁へ、地位保全の仮処分を申し立てた。これに対し、会社は無断欠勤のみならず、それまでは一度も口にしなかった分会長のありもしない怠業や失態を挙げ連ね解雇を正当化してきた。一方で組合は、未払い賃金を精査し、監督署へ申告。組合員のみならずほとんどの作業員の未払い賃金が認定され、監督署が指導に入り、会社は窮地に追い込まれた。そんな中、会社から和解の申し出があり、組合が和解案を提示していた。そして、会社は組合の和解案に基本的に応じ、解雇を撤回し現職に復帰させ、解決金を支払うことで和解が成立した。山崎分会長は、年明けから職場へ復帰するが、未払い賃金も分会長のみにしか支払われていないなど、職場の問題は山積しており、前途多難である事には違いない。2名の組合員の奮闘に期待したい。

なお本件裁判については、自治労県本部から裁判費用の支援を頂くなど、各方面にご支援・ご協力頂き、無事解決することができました。心より感謝申し上げます。

自らが志を持って2010年を切り開こう！

2009年も残すところ数日となった。残念ながら、明るい展望は見出すことはできない。世間では、昨年以降の派遣切りや自殺の増加等々、労働者を取り巻く環境は依然厳しいままである。これに限らず我が地本の組合も課題は山積している。そんな中で環境産業分会・山崎分会長の解雇が撤回できたことは、唯一の喜ばしい出来事であったが、光仁会分会の闘いは、地裁判決を受け、病院は性懲りも無く福岡高裁へ控訴するであろうし、長合同丸菱運輸分会は、会社から「人員削減」の提案を突きつけられ年を越そうとしている。年末にかけて労働相談も増え、解決しても次から次に舞い込んでくる。そのような厳しい状況の中、新しい年を迎えようとしている。「良いお年を」と待っていたのでは年は越せない。「良い年に」出来るよう、自らが切り開く他ないのではないかと。政権が変わったとか、景気がどうかとかとは無関係に、当事者である我々がこれらの直面する課題にどう取り組むかに架かっている。これまで培ってきた知恵と団結力で打開していく1年にしたい。

一年間お疲れ様でした。来年もよろしくお願いします。

発行・全国一般長崎地方労働組合

連絡先・諫早市宇都町30-30

TEL 0957 23 5212 FAX 0957 23 4558

長崎連絡先・095 828 1550(ファックス兼用)

Eメール n-tihon@dream.ocn.ne.jp

HP <http://www7.ocn.ne.jp/~ntihon/ntihon.htm>

【今後の予定】

- 1月22日 自治労県本部組織集会（～23日）
- 1月30日 第3回九プロ代表者会議
- 2月6日 全国一般九地協春闘討論集会（～7日）
- 2月13日 連合長崎中小討論集会（～14日）
- 2月14日 全国一般長崎地方労組第1回委員会

勤労福祉会館3階大会議室